別表第十四（第三条第三項関係）〔平成29年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての四分の三保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月							
			平成28年						平成29年	
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成28年	8月	昭和31年８月２日から昭和31年９月１日までに生まれた者	円 12,200	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	9月	昭和31年９月２日から昭和31年10月１日までに生まれた者	24,360	12,200	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和31年10月２日から昭和31年11月１日までに生まれた者	36,480	24,360	12,200	—	—	—	—	—
	11月	昭和31年11月２日から昭和31年12月１日までに生まれた者	48,560	36,480	24,360	12,200	—	—	—	—
	12月	昭和31年12月２日から昭和32年１月１日までに生まれた者	60,600	48,560	36,480	24,360	12,200	—	—	—
平成29年	1月	昭和32年１月２日から昭和32年２月１日までに生まれた者	72,610	60,600	48,560	36,480	24,360	12,200	—	—
	2月	昭和32年２月２日から昭和32年３月１日までに生まれた者	84,570	72,610	60,600	48,560	36,480	24,360	12,200	—
	3月	昭和32年３月２日から昭和32年４月１日までに生まれた者	96,490	84,570	72,610	60,600	48,560	36,480	24,360	12,200

別表第十五（第四条第一項関係）〔６月間の半額保険料を前納する場合〕

前納する月	平成28年７月から平成28年10月までの月
前納額	48,380円

別表第十六（第四条第二項関係）〔平成28年６月までの期間の全ての半額保険料を前納する場合〕

前納する月	平成28年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	円 32,030	円 24,310	円 16,230	円 8,130

別表第十七（第四条第二項関係）〔平成29年３月までの期間の全ての半額保険料を前納する場合〕

前納する月	平成28年						平成29年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	円 72,220	円 64,300	円 56,360	円 48,380	円 40,390	円 32,360	円 24,310	円 16,230	円 8,130

別表第十八（第四条第三項関係）〔平成28年７月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての半額保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月			
			平成28年			
			3月	4月	5月	6月
平成28年	4月	昭和31年４月２日から昭和31年５月１日までに生まれた者	円 7,800	円 —	円 —	円 —
	5月	昭和31年５月２日から昭和31年６月１日までに生まれた者	15,900	8,130	—	—
	6月	昭和31年６月２日から昭和31年７月１日までに生まれた者	23,980	16,230	8,130	—
	7月	昭和31年７月２日から昭和31年８月１日までに生まれた者	32,030	24,310	16,230	8,130

別表第十九（第四条第三項関係）〔平成29年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての半額保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月							
			平成28年						平成29年	
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成28年	8月	昭和31年８月２日から昭和31年９月１日までに生まれた者	円 8,130	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	9月	昭和31年９月２日から昭和31年10月１日までに生まれた者	16,230	8,130	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和31年10月２日から昭和31年11月１日までに生まれた者	24,310	16,230	8,130	—	—	—	—	—
	11月	昭和31年11月２日から昭和31年12月１日までに生まれた者	32,360	24,310	16,230	8,130	—	—	—	—
	12月	昭和31年12月２日から昭和32年１月１日までに生まれた者	40,390	32,360	24,310	16,230	8,130	—	—	—
平成29年	1月	昭和32年１月２日から昭和32年２月１日までに生まれた者	48,380	40,390	32,360	24,310	16,230	8,130	—	—
	2月	昭和32年２月２日から昭和32年３月１日までに生まれた者	56,360	48,380	40,390	32,360	24,310	16,230	8,130	—
	3月	昭和32年３月２日から昭和32年４月１日までに生まれた者	64,300	56,360	48,380	40,390	32,360	24,310	16,230	8,130

別表第二十（第五条第一項関係）〔６月間の四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	平成28年７月から平成28年10月までの月
前納額	24,220円